

六 ソ連の内政・外交関係

282 昭和2年2月22日

在ソ連邦田中大使より
幣原外務大臣宛(電報)

中央執行委員会におけるリトヴィノフの対英政策に関する発言

モスクワ 本省 2月22日後着 発
第七一号

連邦第三期中執委員会第三回会議ハ去ル十四日ヨリ開催セラレタルカ十九日ノ会議ニ於テ「ラーリン」等二十九名ノ議員連署英「ソ」連邦関係ニ関スル質問書ヲ提出シタル結果本件ハ本二十一日晚ノ本会議ニ上程サレ「チチエリン」カ帰任ノ為「リトヴィノフ」ヨリ左ノ主旨ヲ答弁セリ(館員傍聴ス)

英國ノ反「ソヴィエト」運動ハ時ニ盛衰アルモ其根底ヤ深シ英國ニ限ラス資本主義国一般ニ内政上外政上ノ困難發生スルヤ之ヲ以テ「ソ」連邦ノ罪ニ帰スルカ常ナリ最近新聞紙上ニ於テ掲載セラレタル文書ニ依リ明カナルカ如ク英國ノ反「ソ」運動ニハ英國ノ某々閣員及帝政時代ノ白党露

人関係アリ

英國ニ於テハ「ソ」連邦政府カ千九百二十一年ノ条約ニ違反スト言フモ之ニ関シ何等具体的証拠ヲ提示シ得タル事ナシ

「ソ」連邦ハ衷心支那国民ノ自由運動ニ同情ス外国新聞紙中ニハ最近迄同運動ヲ以テ莫斯科ノ陰謀ナリトナスモノ少カラサリシカ今ヤ同運動ハ拡大シ何人モ之ヲ以テ支那国民ノ熱望ノ致ス所ナルヲ疑フ者ナキニ至レリ「ソ」連邦ハ各國カ支那ト平和関係ヲ設定センコトヲ望ムモノニシテ此ノ点ニ関シ幣原男ノ議会演説ニ現ハレタル日本ノ対支態度ヲ歓迎ストテ閣下演説 any attempt to force domestic peace by outside pressure ノ一節ヲ引用ス「ソ」連邦政府ハ英國トノ平和関係ヲ望ムモノニシテ同國ト千九百二十四年條約ヲ署名シタルモ英國保守党内閣ノ為破棄セラレタリ英國政府ニ於テ反「ソ」運動ヲ以テ「ソ」連邦ニ対シ脅威ヲ感セシムル限り両國ノ平和関係ヲ發達スルコト能ハス経済上強大ナル英國ノ対「ソ」連邦貿易カ比較的振ハサルハ反

「ソ」運動ナル障碍アルカ為ナリ之決シテ両国平和関係ノ発達ニ資スル所以ニ非ス
在英大使ヘ転電セリ

283 昭和2年2月25日

在英國松井大使より
幣原外務大臣宛(電報)

英國政府のソ連代表に対する左傾運動禁止要

求および英紙論評

ロンドン 本省 2月25日前着 発

第六四号

当政府ハ二十三日付当地「ソヴィエト」代表ニ対シ同政府ノ左傾運動禁止ヲ要求セル嚴重ナル通牒ヲ發シタルカ右ハ英政府屢次ノ警告ニモ拘ハラス「ソヴィエト」首領連ノ言動ハ依然反英鼓吹ヲ続ケ在英同国代表ノ保持スル両国関係改善ノ希望ハ絶エス之ニ因リ裏切ラレ居リ一方「ソヴィエト」ハ英國カ「ボーランド」「バルチック」沿海諸国波斯等ニテ反露熱ヲ煽レルカ如ク宣伝シ居レル處斯ル無稽ノ傷ハ「ソヴィエト」當路ノ反英思想ノ發露ナリト述ヘ「ソヴィエト」諸大官並ニ實際上ノ政府ト目サルル共産党政治

部幹部ノ演説及「イズベスチア」紙上ニ現ハレタル反英的言論ヲ列挙指摘シタル上之ニ對スル英國ノ意向ハ「ソヴィエト」政府モ熟知セル處ニテ今更公文ヲ以テ警告ノ必要モ無キ程ナルカ英政府ノ忍耐ハ「ソヴィエト」ノ計画ヲ知ラス又ハ現状ヲ容認スルモノト誤解セサラン事最モ必要ナリ英國ハ「ソヴィエト」カ英國ノミノ関係事項ニ干渉セス又排英言動ヲ慎マン事ヲ要求スルニ過キサルカ英國民心ノ忍耐力ニハ限度有ルヲ以テ「ソヴィエト」側ニテ現状ヲ繼續せハ早晚通商取極廢棄及外交関係断絶ハ避クヘカラサルニ至ルヘキヲ敵カニ警告シ其反省ヲ促ストノ趣旨ノモノナリ右ニ関シ二十四日ノ新聞ハ一齊ニ論評ヲ掲ケ居ル处「メル」カ右通牒ノ微温的ナルヲ痛撃シ「ヘラルド」カ所謂反英運動ノ実際カ政治家新聞ノ言葉尻ニ過キサルヲ晒ヒ嚴重警告ハ大袈裟ナリトセル外ハ一般ニ同通牒ノ已ムヲ得サル事及其論旨モ適切ナルヲ認メ居ル一方果シテ効能アルヤ否ヤハ甚々疑問ナリトスルニ一致セルカ尚「ボースト」「テレグラフ」ハ效能無キ時ハ取極廢棄交斷絶ニ賛成スヘシトシ又「ガアディアン」ハ現取極ノ文句ハ多少制限的ニテ先方ニ弁明ノ余地ヲ与ヘ又通牒中ノ実例ニハ政府又ハ官憲

トシテ反英傾向アル点ニ重キヲ置ケルモノナルヘシ本問題ハ感情ヨリモ実利ノ見地ヨリ考究ヲ要スルモノニテ取極廢棄及国交断絶ハ何物モ齎ササルヘシト述ヘタリ露ニ郵報セリ

ノ責任ト断シ難キモノアルモ外相ハ「ソヴィエト」ニ全体
昭和2年2月27日 在ソ連邦田中大使より
幣原外務大臣宛(電報)

284
英國の対ソ抗議に関するイズヴェスチアおよ
びプラウダの社説

モスクワ 発
本省 2月27日前着

第八〇号

二十五日ノ当地諸新聞ハ二十三日付英國ノ対「ソ」連邦抗議書ヲ掲載スルト共ニ之ニ闕スル社説ヲ掲ゲタリ今其代表カ右抗議書ヲ「ソ」連邦政府ハ愚カ在英代理大使モ未タ承知セサリシ以前ニ新聞紙上ニ発表シタルヲ難シ次ニ最近英國保守党ノ反「ソ」運動ニ顧ミル時ハ英國ノ抗議ハ主トシ
「イズヴェスチヤ」ハ先ツ国際礼議ヲ云々スル英國政府
カ右抗議書ヲ「ソ」連邦政府ハ愚カ在英代理大使モ未タ承
知セサリシ以前ニ新聞紙上ニ発表シタルヲ難シ次ニ最近英
國保守党ノ反「ソ」運動ニ顧ミル時ハ英國ノ抗議ハ主トシ
「プラウダ」ハ英國ノ抗議ハ「ソ」連邦政府カ現存條約ニ
違反シタル事ノ具体的的証拠ヲ挙ケ得サルナリ英國政府ハ共
産党「ボリトビューロー」ト「ソヴィエト」政府ヲ同一視
ス之保守党ヲ以テ英國政府ト同一視スルト同様ノ愚論ナリ
共産党領袖カ今ヤ帝国主義ニ反対ナル強力ナル革命運動拡
大シツツアリト演説シタリトテ之事実ヲ確認シタルニ止リ
之ヲ以テ「ソヴィエト」政府カ世界革命ヲ起シ支那革命ヲ
醸成シ英國罷業ヲ誘発シタリトナスヘカラス被压迫民族ニ
対シ吾人同情スルハ恰モ英國保守党カイ太利ノ「ファシス
ム」ニ対シ同情スルト択フ處ナキナリ共産党ハ保守党カ其
綱領ヲ拠棄スル事能ハサルト同様其綱領ヲ拠棄スル事能ハ
サルナリ英國ノ抗議ハ何等根拠ナキモノニシテ同抗議中外
交斷絶ノ威嚇ナカリシナランニハ別ニ茲ニ論及スルノ要ヲ
認メサルモノナリ斯ル威嚇ハ殊ニ現時ニ於テ最モ下等ナル
外交ノ冒險ニシテ英國政府ニシテスル政策ヲ持スルニ於テ
ハ内政上外政上誤算多カルヘシト論シ最近英國保守党ノ反

「ソ連邦田中大使より
在ソ連邦田中大使より
幣原外務大臣宛（電報）

在英大使ヘ転電セリ

在英大使ヘ転電セリ

レルヲ遺憾トスル趣旨ヲ述ヘタリ

当路者ノ措置如何ニ依リ改善ノ途アリタルヘキニ事茲ニ到

二八五 昭和二年二月廿九日 発

英國の抗議に対するソ連側の対応について

本 省 二月廿六日後着

モスクワ 発

第八一號

往電第八〇号ニ閲シ

二十四日「アルドマン」ニテ「リトウイノフ」ハ進テ本使
ニ内話シ英國ノ抗議書ハ「チエーリン」ヲ攻撃シタル点
其他ニ於テ言辞不穏當ナルノミナラス當方ト打合セナク發
表シタルハ礼儀ヲ欠クモノニシテ不都合ナルモ右ハ専ラ英
国（脱）理由ニ基クモノニシテ恐ラク「チエンバーレン」
「ボールドウイン」等ノ本意ニ非サル可シ從テ當方ノ回答
モ此辺ヲ考慮スル積リナリト述ヘ回答ノ穩健ナルヘキヲ仄

ノ責任ト断シ難キモノアルモ外相ハ「ソヴィエト」ニ全体
トシテ反英傾向アル点ニ重キヲ置ケルモノナルヘシ本問題
ハ感情ヨリモ実利ノ見地ヨリ考究ヲ要スルモノニテ取極廃
棄及国交断絶ハ何物モ齎ササルヘシト述ヘタリ

露ニ郵報セリ

284 昭和2年2月27日 在ソ連邦田中大使より
幣原外務大臣宛(電報)

英國の対ソ抗議に関するイズヴェスチアおよ
びプラウダの社説

モスクワ 発
本省 2月27日前着

第八〇号

二十五日ノ当地諸新聞ハ二十三日付英國ノ対「ソ」連邦抗
議書ヲ掲載スルト共ニ之ニ関スル社説ヲ掲ケタリ今其代表
的論説ヲ摘訳セハ左ノ如シ

「イズヴェスチヤ」ハ先ツ國際礼譲ヲ云々スル英國政府
カ右抗議書ヲ「ソ」連邦政府ハ愚カ在英代理大使モ未タ承
知セサリシ以前ニ新聞紙上ニ発表シタルヲ難シ次ニ最近英
国保守党ノ反「ソ」運動ニ顧ミル時ハ英國ノ抗議ハ主トシ

テ「ソ」連邦カ(一)英國ノ内政ニ干渉ス(二)支那ニ於ケル英國ノ利益ヲ害スト言フニ在ルヘシト考ヘラレタルニニ付テハ特ニ言及セス断交ノ威嚇サヘアル英國抗議ノ要点ハ「ソ」連邦政府ノ現当局者カ英國ヲ誣フルノ演説ヲナシ又ハ世界革命ヲ激発スル如キ演説ヲナスコトヲ止メサル限り英「ソ」両国ノ関係ハ改善不可能ナリト言フニ在リ然レトモ吾人ハ「ソ」連邦人民ニ対シ其何人タルヲ問ハス世界革命ノ避クヘカラサル事ノ信念ヲ「ソ」連邦内ニ於テ吐露スル事ヲ禁スル旨ヲ約シタル事ナシ「ブハーリン」「ウォロシーロフ」及ヒ「ウンシリフト」ノ演説ハ「ソ」連邦ノ首府ニ於テナシタルモノニシテ「チャーチル」カ羅馬ニ於テ「ボリシェビズム」ノ転覆ヲ提唱シタルト同日ノ論ニ非ス次ニ英國ハ「チエリン」初メ「ソ」連邦政治家カ英國ヲ誣フルニ「ソ」連邦反対ノ陰謀ヲ以テスト憤慨スルモ吾人カ英國ノ政策ヲ批評スルハ自由ニシテ批評ノ當否ハ別トシ之ヲ以テ英國ヲ誣フルモノトナスヘカラス英國閥員中ニモ「ソ」連邦及ヒ政府ヲ誣フルモノアルニアラスヤトテ英國ノ抗議ハ的外ナリ英國ハ右抗議ニ依リテ其威嚴ヲ保持シ得タリト考フヘキモ吾人ハ之ト意見ヲ異ニスルモノナリ千

当国政府ハ予テ斯ル抗議ノ來ル可キヲ予期セルモノノ如ク
 本月ニ入りテヨリ往電第四四四号往電第七一號等「リトウイ
 ノフ」ノ陳述カ常ニ穩和ナシハ予メ英國側ヲ緩和セント
 スル為ニシテ今回ノ回答振モ前述ノ通りナリトセハ當國ノ
 立場ハ既報ノ通英國トノ國交断絶ヲ不利トスルモノナルニ
 依リ此上英國側ヨリ強テ挑発的ニ出テサル限り事態ノ急変
 ヲ見ル事ナカルヘク當地外交團ニテモ英露間此種ノ往復ハ
 一種ノ年中行事ナリトシ輕ク見ルモノ多シ
 英国へ転電シ仏独へ郵送セシム

286 昭和2年3月(5)日 在英國松井大使（幣原外務大臣宛より）

英國の対ソ抗議に対するソ連側回答に関する
英国外相の演説について

ロンドン 本省 3月5日前着 発

第七二号

三日當國上下兩院共對露問題ニ關スル討議ヲ行ヘルカ外相
 ハ下院ニ於テ英政府カ抗議セルハ通商取極ニ對シ偶發的違
 反行為アルノミニ非ス其ノ根本目的カ間断ナク且全般的ニ

ジオストックニ訓令シタルコトヲ告ケ本問題ハ貴次官ニ對
 スル自分ノ信義ノ問題ナルニ付誓テ満足ナル解決ヲ見ル様
 尽力スヘク今回ノ行違ヒハ中央政府ヨリハ確ニ御約束通り
 ノ訓令ヲ發シタルニ不拘ウラジオストックニ於テ勝手ナル
 所行ニ出テタル次第ナリト語リタルニ付次官ヨリ兎ニ角本
 問題ハ日本關係者ニ対シ露國政府ハ出鱈目ヲ言ヒタリトノ
 感想ヲ与ヘ現ニ出張セル漁業組合ノ代表者二名モ憤慨シテ
 帰國シタル様ノ次第ナルニ付此際露國大使館ヨリ再ヒ本国
 ニ電報シ速ニ解決ヲ図ラル様尽力アリ度旨述ヘタリ

288 昭和2年4月15日 在中國公使（幣原外務大臣より）
 在漢口、奉天、廣東各總領事宛
 在歐米各大使館

最近の中國問題等に対するソ連側対応に関する
駐日獨國大使内話

昭和2年4月十五日

外務大臣男爵 幣原 喜重郎

在中國公使殿

在歐米各大使館

在上海、漢口、奉天、廣東各諸領事殿

在本邦「ゾルフ」獨逸大使ト露國側トノ關係

在本邦「ゾルフ」獨逸大使ハ從来露國側トノ間ニ特殊密切

搜索振ハ如何ニモ不都合ニシテ單ニ露国人ヲ捕縛シ書類ヲ
 押収シタルノミナラス何等關係ナキ家具現金迄浚ヒ行ヒタル
 面ニ對シ此上不都合ナル行為ニ出テサル限り差当リ強硬手
 段ニ出テサル方針ナリト内話シ今回支那警察官ノ行ヒタル

無視セラレタル為ニシテ露ノ回答ハ論点ヲ逸シ居レリ単ニ
 英國ノ利益ノミ考慮スレハ國交断絶ヲ躊躇スル理由ナキモ
 予メ断絶ノ已ムヲ得サル理由及其ノ責任ノ帰着点ヲ世界ニ
 明カニセスシテ忽卒ニ既存外交關係ヲ絶ツコトハ歐洲國際
 関係ニ不安動搖ヲ与ヘンコトヲ虞レ之ヲ差控フル次第ナル
 カ吾人ノ忍耐ニモ限度アリ吾人ハ露カ通常ノ國際團体ノ準
 則ニ適合セムコトヲ求ムルニ過キスシテ之カ為今一回彼ニ
 反省ノ機會ヲ与フルヲ適當ト認メタリ尚政府ハ本問題ニ関
 斜今後ノ措置及之カ実行ノ時期ニ付判断ノ権利ヲ留保ス
 トノ趣旨ヲ述ヘタリ

287 昭和2年4月9日 在本邦ソ連邦大使館參事官（幣原外務大臣より）
 在北京露國大使館搜索問題ニ關シ露國參事官 会談
 在北京ソ連大使館搜索問題に関するベセドフ

スキーパー參事官來談

在北京露國大使館搜索問題ニ關シ露國參事官

來訪ノ件

ル始末ナリ支那側ノ右暴状ニ顧ミ支那ニ於ケル露國大使館
 及公使館ハ既ニ一切ノ書類ヲ焼却シ暗号モ僅カニ特別暗号
 一通ヲ残シ尽ク燒棄テタルニ付北京支那警察官ニシテ更ニ
 大使館本館ヲ搜索スルコトアリトスルモ最早ヤ家具ノ外ニ
 浚ヒ行クヘキ何物モ無カルヘシト語レリ

288 昭和2年4月15日 在中國公使（幣原外務大臣より）
 在漢口、奉天、廣東各總領事宛
 在歐米各大使館

最近の中國問題等に対するソ連側対応に関する
駐日獨國大使内話

昭和2年4月十五日

外務大臣男爵 幣原 喜重郎

在中國公使殿

在歐米各大使館

在上海、漢口、奉天、廣東各諸領事殿

在本邦「ゾルフ」獨逸大使ト露國側トノ關係

在本邦「ゾルフ」獨逸大使ハ從来露國側トノ間ニ特殊密切

無視セラレタル為ニシテ露ノ回答ハ論点ヲ逸シ居レリ単ニ
 英國ノ利益ノミ考慮スレハ國交断絶ヲ躊躇スル理由ナキモ
 予メ断絶ノ已ムヲ得サル理由及其ノ責任ノ帰着点ヲ世界ニ
 明カニセスシテ忽卒ニ既存外交關係ヲ絶ツコトハ歐洲國際
 関係ニ不安動搖ヲ与ヘンコトヲ虞レ之ヲ差控フル次第ナル
 カ吾人ノ忍耐ニモ限度アリ吾人ハ露カ通常ノ國際團体ノ準
 則ニ適合セムコトヲ求ムルニ過キスシテ之カ為今一回彼ニ
 反省ノ機會ヲ与フルヲ適當ト認メタリ尚政府ハ本問題ニ関
 斜今後ノ措置及之カ実行ノ時期ニ付判断ノ権利ヲ留保ス
 トノ趣旨ヲ述ヘタリ

然リ露国新大使トノ関係モ亦同様ニシテ自然露国側ニ対シテハ忠告以上種々踏ミ込ミタル協議ヲナシ居ルモノノ如ク時ニ或ハ日本ニ対シテ恰モ露国ノ代弁ヲ務ムルカ如キ感ヲ与ヘ甚シキニ至リテハ露国ノ内政ニ立入りテ容喙シ居ル形跡アル处

一、其ノ一例トシテ「ゾルフ」ハ本大臣ニ対シ支那時局ニ関シ自分ハ全ク公平ナル第三者トシテ之ヲ観察スルニ日本ノ今日迄ノ支那ニ対スル隱忍自重ノ政策ハ極メテ賢明ナリト思考ス然ルニ英國ハ支那ニ対シ高压的態度ヲ以テ臨ムノ外ナシト認メ之カ為ニ日米其他ノ関係国ヲシテ右高压ノ態度ニ協調セシメムト努メ居ル形跡アリ例へハ「チエーンバレン」カ過日ノ議会演説中南京事件ニ於テ日本領事館並在留民カ暴行凌辱ヲ受ケタルコトヲ殊更ニ詳シク説明シ寧ロ之ニ重キヲ置キ日本ヲ憤起決心セシメムトスル語調アルヤニ認メラレ又近來北京ニ於ケル關係國公使ノ態度ヲ見ルニ漸次英國公使ノ為ニ引摺ラルル傾アリト雖自分ハ日本ノ友人トシテ日本カ從来ノ態度ヲ貫徹セラルルコト其将来ノ為賢明ナル方法ナルコトヲ確信ス南京事件ノ如キ其ノ暴行ハ之ヲ憎ムヘキモ革命ノ際一

關係ヲ有シ或ハ中南支那ノ方北方ヨリモ重要ナル關係ニ在ルヤモ知レスト雖他面右ハ重大ナル事実ヲ閑却スルモノナリ即滿州ハ二大戰役ノ結果日本國民ノ血ヲ流シタル歴史的因縁ヲ有スル場所ニシテ此ノ關係ハ日本國民ノ脳裡ニ深ク印セラレ之ヲ除去スルコトヲ得ス此ノ点即國論ノ中枢ヲナスモノニシテ從テ滿州ニ就テハ中南支那ニ於ケルカ如ク日本居留民ヲ直ニ避難シムルカ如キハ國論ノ許ササル所ナルヲ以テ政府ニ於テモ必要ノ場合ニハ特ニ適當ナル措置ヲ取ラサルヘカラサル旨ヲ述ヘ暗ニ出兵ヲモ厭ハサルヘキコトヲ仄メカシ置ケリ

二、又他ノ例トシテ在北京露国大使館搜索事件ニ關シ「ゾルフ」ハ本件ハ要スルニ露国ニ敵意ヲ挾メル支那官憲及外国语ニ於テ日露關係ヲ悪化セムコトヲ目的トセルモノト推測シ得ヘク露国ハ其ノ術中ニ陷ラサル様努メ居ルカ如キ處實際ニ於テハ露国ハ其ノ大言壯語ニ拘ハラス今日何等強力手段ヲ取ル実力ナク又之ヲ取ラムト努メサルモノト信スト述ヘタル上外交團ノ一部殊ニ英國カ露国ヲ憎ムノ情ニ駆ラレ支那兵ヲシテ露国大使館ノ一部ヲ搜索セシメ内心快シト為シ居レルカ如キ處右ハ甚タシキ短見

時國家權力ノ統制衰フル時機ニ乘シ種々ノ暴行行ハルルハ歴史ノ示ス所ナリ過般伯林ニ於ケル革命ノ際自分ハ外務大臣タリシカ歐洲某國ノ大使自分ヲ來訪シ大使自用ノ自動車ヲ暴民ノ為ニ掠奪セラレタルヲ憤慨シ訴ヘ来レルコトアリ仍テ自分ハ之ニ対シ誠実ニ陳謝ノ意ヲ表スルト共ニ今ヨリ五分間前ニ外務省ノ構内ニ於テ自分自用ノ自動車カ掠奪セラレタリ斯クノ如キ行為ハ人心ノ鎮静セサル今日ニ於テハ政府ニ於テ如何ニ其ノ非ヲ責メムトスルモ及ハススル事故ノ發生ヲ絶対ニ防止スルコトハ殆ント不可能ナリト言ヘルコトアリ兎モ角モ南京事件ノ如キハ國家前途ノ為甚タ不利ナリト思考スト述ヘタル上新聞紙等ニ依ルニ日本ノ一部國論ハ滿州ニ対シテハ中南支那トハ政策ヲ異ニセサルヘカラス即中南ニ対スル隱忍自重ノ政策トハ異リ北方ノ場合ニ於テハ出兵ヲモ厭ハストセル所自分ノ考ニテハ支那全体即中南北ヲ通シ同一視スヘキモノナリト信スル旨ヲ語リ暗ニ露国側ノ内心希望スル所ヲ述ヘタルカ如キ思想ヲ与ヘタルヲ以テ本大臣ハ貿易上ノ關係ヨリ之ヲ云ヘハ南北中支ヲ問ハス同様ノ重要

ニシテ早晚自家頭上ノ災厄トナルコトヲ思ハサルモノナリト述ヘタルニ付本大臣ハ芳沢公使ヨリ接到セル最初ノ報告ニ依レハ本件ハ「ダリーバンク」其他私有財産ニ対スル搜索ニシテ何等大使館不可侵權等國際法ノ問題ニ触レ居ラサルカ如ク了解シタルモ其後ノ情報ニ依レハ武官室ノ搜索等越權ノ行為アリタル趣ナル處右ニシテ果シテ事實ナリトセハ爰ニ始メテ問題ヲ生スルコトアラムモ少クトモ日本ノ関スル限り本件ニ何等關係ナク從テ同事件ヲ貴大使ノ如ク「アラーミング」ナリトハ思考シ居ラサル旨ヲ答ヘ置キタリ

三、更ニ他ノ例ヲ挙ケムニ日露漁業協約問題ニ關シ「ゾルフ」ノ本大臣ニ対シ内話スル所ニ依レハ同大使ハ莫斯科駐在独逸大使「ブロックドルフ・ランツアウ」ニ対シ露国側ハ日露漁業協約問題ニ就キ種々遷延シツツアルモノノ如キ處日露關係ノ大局ヨリ考フルニ漁業協約ノ如キニ拘泥スルハ面白カラサルノミナラス殊ニ同協約細目ノ為ニ其成立ヲ疑ハシムルカ如キニ至リテハ甚タ取ラサル所ナルヲ以テ宜シク大局ニ立脚シテ速ニ決定ノ要アル旨ヲ電報セル結果「プロックドルフ・ランツアウ」ヨリ此

ノ旨ヲ「カラハン」及「ストモニヤコフ」ニ告ケタル為
露國側ニ於テハ直ニ重要會議ヲ開キ同協約ノ促進ヲ計ル
ニ至レル趣ナリ

右何等徵參考造申述不

289 昭和2年4月21日 田中外務大臣より
在中国芳沢公使宛（電報）

つじて

第一一五号

第四期蓮部「ノガイエ」一大會、十

「イテアートル」ニ開会（本使傍聴ス）議長役員等ノ選挙ヲ
終リタル後直チニ日程ニ入り過去二年間ノ施政ニ閲スル總
理「ルイコフ」ノ報告演説ヲ聽取セリ「ルイコフ」ハ右報
告中劈頭外交關係ヲ詳論シ刻下ノ國際關係ハ恰モ戰前ノ前
夜ヲ思ハシムルモノアリ全世界ノ視線ハ世界資本主義ノ運
命決セラルル支那ト社會主義建設セラレツツアル「ソ」連
邦ノ上ニ集注セラレツツアリ英國其他ノ列國ハ支那ニ出兵

ク発達セサルハ両国間ノ通商ニ関スル協定ナキカ為ナリ漁業條約ノ締結ノ交渉ハ急速進捗スル様努力セルモ「ソ」連邦ノ責ニアラサル理由ニ依リ遷延スルハ遺憾ナリトノ趣旨ヲ演説セリ

上海、漢口、廣東、奉天、天津、濟南、哈爾賓、滿州里へ
転電アリ度

290
昭和2年6月(27)日 在ソ連邦田中大使より
田中外務大臣宛(電報)
ジノヴィエフおよびトロツキーの中央委員会

招致セントス
委員会等ノ单一ニ関スル第十回大会ノ決議ニ基キ両人ヲ中央委員会ヨリ除名方ヲ中央委員会及中央監督委員会ノ連合懇会ノ決議ニ付ス

第三二五号

昭和二年八月廿一日 田中外交大臣宛（電報）

共産党中央委員会の外交問題および反対派処
分問題等に関する決議について

別電 昭和二年八月十一日付在ソ連邦田中士

「ゲ・ア・ジーノーヴィエフ」及「エル・デ・トロツキー」ハ昨年十月十六日付声明ヲ以テ爾後反動的行動ヲ行ハス党

サルノミカ党ノ役員会党員会公会又ハ公衆ノ面前ニ於テ屢々反動的演説ヲ為シ或ハ文書ニ依リ反動的宣伝ヲ行フヲ以テ党ハ両人ニ対シ屢次警告ヲ与ヘタリ然ルニ最近英國ノ圧迫ノ為國難急ヲ加ヘ支那革命ノ一部的失敗ヲ見ルニ當リ両人ハ對外政策ニ付公然党ヲ非難シ總テノ禍因ハ党制ニアリト為ス等全然党規ヲ乱シ党ノ結束ヲ脅シ反動的勢力ヲ增長セシメ引イテ国内ニ於ケル反「ソヴィエト」分子ノ跋扈ヲ

共産党中央委員会及中央監督委員会ノ連合総会ハ既電ノ通
客月二十九日開会爾來(一)外交問題(二)一九二七—一九二八年
度國家經濟計画(三)行政及經濟機關ノ綱紀肅正及経費節減問
題(四)反対派処分問題(五)第十五回党大会ノ招集期日等ニ付審
議中ナリト伝ヘラレシカ其経過ニ付テハ何等発表ナク或方
面ノ情報ニ依レハスターリンハトロツキー及ジノヴィエフ

招致セントス
委員会等ノ單一ニ関スル第十回大会ノ決議ニ基キ兩人ヲ中央委員会ヨリ除名方ヲ中央委員会及中央監督委員会ノ連合総会ノ決議ニ付ス

昭和二年八月一日 田中外務大臣宛（電報）
共産党中央委員会の外交問題および臣
分問題等に関する決議について

別電 昭和二年八月十一日付在ソ連
田中外務大臣宛第三九三号

共産党中央委員会決議文要領

昭和2年8月11日 田中外務大臣宛（電報）
共産党中央委員会の外交問題および臣
分問題等に関する決議について

昭和二年八月(11日) 田中外務大臣宛(電報文)
共産党中央委員会の外交問題および反
分問題等に関する決議について

別電 昭和二年八月十一日付在ソ連
田中外務大臣宛第三九三号

共産党中央委員会決議文要領

モスクワ 本省

昭和二年八月廿一日 田中外務大臣宛（電報）
共産党中央委員会の外交問題および巨
分問題等に関する決議について

別 電 昭和二年八月十一日付在ソ連
田中外務大臣宛第三九三号

共産党中央委員会決議文要領

モスクワ
本 省

第三九〇号

共産党中央委員会及中央監督委員会ノ連合総

昭和2年8月11日 田中外務大臣宛（電報）
共産党中央委員会の外交問題および臣
分問題等に関する決議について

別電 昭和二年八月十一日付在ソ連
田中外務大臣宛第三九三号

共産党中央委員会決議文要領

モスクワ 本省

昭和二年八月(11日) 田中外務大臣宛(電報文)
共産党中央委員会の外交問題および反
対問題等に関する決議について

別電 昭和二年八月十一日付在ソ連
田中外務大臣宛第三九三号

共産党中央委員会決議文要領

モスクワ

本省

第三九〇号

共産党中央委員会及中央監督委員会ノ連合綱
度国家経済計画(三)行政及経済幾闘ノ綱紀(東京
客月二十九日開会爾來)(一)外交問題(二)一九二七

昭和2年8月11日 田中外務大臣宛（電報）
共産党中央委員会の外交問題および臣
分問題等に関する決議について

別 電 昭和二年八月十一日付在ソ連
田中外務大臣宛第三九三号

共産党中央委員会決議文要領宛

モスクワ

本 省

第三九〇号

共産党中央委員会及中央監督委員会ノ連合総
度國家經濟計画(三)行政及經濟機關ノ綱紀肅正
客月二十九日開会爾來(一)外交問題(二)一九二二七

昭和2年8月11日 田中外務大臣宛（電報）
共産党中央委員会の外交問題および反
分問題等に関する決議について

別電 昭和二年八月十一日付在ソ連
田中外務大臣宛第三九三号

共産党中央委員会決議文要領

モスクワ

本省

第三九〇号

共産党中央委員会及中央監督委員会ノ連合総
客月二十九日開会爾來（一）外交問題（二）一九二七
度國家經濟計画（三）行政及經濟機關ノ綱紀肅正
題四反対派处分問題（五）第十五回党大会ノ招集

昭和二年八月(1日) 田中外務大臣宛(電報)
共産党中央委員会の外交問題および反
分問題等に関する決議について

別電 昭和二年八月十一日付在ソ連
田中外務大臣宛第三九三号

共産党中央委員会決議文要領

モスクワ 本省

第三九〇号

共産党中央委員会及中央監督委員会ノ連合綱
要客月二十九日開会爾來(一)外交問題(二)一九二七
度國家経済計画(三)行政及經濟機關ノ綱紀肅正
題(四)反対派処分問題(五)第十五回国党大会ノ招集
議中ナリト伝ヘラレシカ其経過ニ付テハ何等

528

ノ中央委員会除名ヲ力説シタルモ會議ノ過半数之ニ反対ナリト聞込アリシカ十日発表ニ依レハ同會議ハ(一)外交ニ付テハ平和主義ヲ旨トスル旨(二)反対派処分問題ニ付テハトロツキー及ジノヴィエフノ如キハ中央委員会ノミナラス党ヨリモ除名スヘキモノナルモ彼等カ遂ニ党規遵守ニ関スル要求ヲ大体容レタルヲ以テ今回ハ譴責ニ止ムル旨(三)第十五回大会ハ十二月一日ニ招集スル旨決議セリ尚(一)及(二)決議文ノ要領別電ス

(別電)

モスクワ	8月11日発
本省	8月12日着

第三九三号

共産党中央委員会及中央監督委員会連合總会決議左ノ通
一、外交問題ニ關スル決議

刻下ノ國際關係ニ於テ最モ顯著ナル事実ハ英「ソ」關係ノ逼迫及支那ニ於ケル帝国主義國ノ武力干渉ナリ資本主義諸國ト「ソ」連邦トノ利害カ衝突スル所以ハ一面資本主義カ政治上経済上安定シ來リタルニ當リ他面「ソ」連邦ニ於ケル社會主義カ成功シ支那ニ於ケル革命カ發展セル為ナリ安

「ソ」連邦労働階級カ党及政府ノ檄ニ同シ国防週間ニ於テ国防準備ノ為團結ヲ示シタルコトヲ多トス

支那革命ニ對スル方針ニ三説アリ

一ハ純メンシェビキ流ノ考ニテ帝国主義ヲ破リ支那ノ統一ヲ全フスル迄ニハ国民的革命ヲ以テ進ムヘントノ説

二ハトロツキー流ノ考ニテブルジョアトノ提携ハ即チプロレタリヤノ氣勢ヲ殺クヲ以テ斯ル提携ヲ絶対ニ不可トスル説

三ハレニンノ考ニテ植民地又ハ半植民地ニ於テハ普通ノブルジョア国ニ於ケルト異リ或程度迄ブルジョア革命ヲ利用スヘシトノ説ナリ

支那共産党ハ第一ニ属シ第三インターナショナルノ訓令ヲ遵奉セサリキ

「第三インターナショナル」ブルジョアカ帝国主義ヲ敵トシ又共産党ノ活動ヲ妨害セサル限りブルジョア革命ト提携スヘシトノ見解ナリ

支那ノブルジョアニシテ現在ノ如ク国民解放運動ノ為ニハ労働者及農民ノ利益ヲ犠牲ニ供シテ顧ミサルモノナルニ於テハ支那共産党ハブルジョア革命ト事ヲ共ニスヘカラス

定セル資本主義諸國ハ經濟的發展ヲ必要トスルト共ニ自國ニ於ケル革命ヲ予防スル見地ヨリ対「ソ」連邦及对支那問題ヲ重要視セサル可カラス

英國ハ「ソ」連邦ノ接壤國及極東ニ於テ「ソ」連邦ニ不利ナル連合ヲ作ラントシ經濟封鎖ヲ企テ又「ソ」連邦領土内「ジョールヂア」「ウクライナ」ニ於テ陰謀ヲ計画ス

資本主義諸國間ニハ英米、仏伊、独波、日米間等互ニ利益ノ衝突アルモ彼等ハ一時一致シテ「ソ」連邦ニ当ルヤモ知レス仏國ニ於ケル対「ソ」断交運動独逸新聞ノ反「ソ」論調日本ノ極東政策等之ヲ証ス此形勢ニ反対スルモノハ資本主義諸國ニ於ケル戰争反対ナル労働者及戰爭ヲ恐ルル小戰争ヲ躊躇スル所以ノモノハ国内ノ革命分子カ之ヲ機トシ擡頭スルコトヲ恐ルルト共ニ支那革命カ帝国主義ノ困難ヲ釀スカ為ナリ

「ソ」連邦ノ外交政策ハ前記ノ事態ニ依リ決セラルヘク即チ平和主義ヲ以テ進ムヘキナリ之カ為ニハ資本主義國ト經濟上合理的接觸ヲ保ツト共ニプロレタリヤ經濟ヲ擁護セサルヘカラス

然ルニ彼等最近ノ行動ハ此ノ党ノ期待ヲ裏切ルモノアリ即チ彼等ハ先ツ党及ヒ政府ノ幹部ヲ更迭シ然ル後国防ニ着手スヘキナリト説キ独逸ニ於テ「マースヨフ」及「リト、フシユル」ノ如キ共産党内ニ党ヲ作り共産「インターナショナル」ノ分裂ヲ画策シ又蘇連邦共産党ニ反対ノ別派ヲ作ラントス

斯ノ如ク事情ノ下ニ於テ党ハ第十四回党大会ノ決議ニ基キ獨リ党中央委員会ノミナラス又党其物ヨリモ彼等ヲ除名スヘキナルモ中央監督委員会ハ彼等ニ過誤ヲ悟ルノ機会ヲ与フルタメ中央委員会除名ノミヲ提議セリ本連合總会ハ党ノ平和ノ為メ「トロツキー」及「ジノヴィエフ」ヲ中央委員会ニ在籍セシメントン党及ヒ政府ノ幹部カ「テルミドル」ナリトノ非難ヲ止ムルコト共産「インターナショナル」内ノ分裂運動ヲ止メ其ノ決議ヲ遵守スルコト蘇連邦共産党内ノ内訂ヲ止メ中央委員会ノ決議ヲ遵守スルコトノ三ヶ条ヲ要求セリ然ルニ彼等ハ之ニ応スルヲ肯セス本連合會總会ニ於テ彼等ノ除名ヲ決議セントスルニ当リ初メテ之ヲ容レタリ依テ彼等ノ除名問題ヲ日程ヨリ削除シ单ニ譴責ニ止ムルコトトセリ

斯ノ如ク党ノ平和保タレタルモ反対派ノ声明カ果シテ誠心誠意ノモノナルヤ否ヤハ過去ノ経験ニ徵シ保証ノ限ニアラス反対派ハ須ラク解散シテ別派運動ヲ止ムヘキナリ

ヨナル」ノ分裂ヲ画策シ又蘇連邦共産党ニ反対ノ別派ヲ作ラントス

昭和2年12月14日

在ソ連邦田中大使より
田中外務大臣宛(電報)

共産党第十五回大会におけるブハーリンの共

産インターナショナルに関する演説

モスクワ 12月14日後発
本省 12月15日後着

第五五三号

「ブハーリン」カ共産「インターナショナル」幹部ノ職ニ在ルソ連邦共産党員ヲ代表シ九、十ノ両日共産党大会ニ於テ為シタル右「インターナショナル」ニ閔スル報告演説ハ十三及十四日ノ新聞紙ニ發表セラレタリ

同演説中「ブハーリン」ハ前回大会以後ノ二年間ニソ連邦ハ改造時代ニ入り資本主義ハ部分的ニ安定シタルモ種々ノ矛盾ヲ包藏シ國際關係紛糾シテ一般ニ戦争ノ危険迫リ殊ニソ連邦ニ対スル戦争ノ危険迫リ支那印度ネシャ及印度ニ革命起リ又ハ起ラントシ植民地問題益々紛糾シ来レル事ヲ詳論

シタル後時代ハ共産「インターナショナル」ニ有利ニ展開シツツアリ今後ノ闘争ニ於テ共産主義労働者ハ團結シテ戦ニ臨ムヘク蘇連邦ニ反対ナル第一発ニ依リ全世界ノ労働者ハ未タ蹶起セサルヤモ岡ラレサルモ少クトモ労働運動ノ精銳ハ此ノ第一発ニ依リ奮起スヘク遂ニハ資本主義ノ蛮行ヲ掃蕩シ去ルニ至ルヘント結ヒタルカ支那革命ニ關シ「レニン」ノ遺訓ヲ引用シ資本主義國ト其ノ搾取ノ対象タル植民地ニ対スル共産「インターナショナル」ノ方策ハ反対派ノ言フ如ク一率ナル能ハス諸般ノ事情ヲ考慮シ方策ヲ立テサルヘカラス植民地ノ国民運動ハ仮令共産運動ニ非ストモ共産主義ノ大敵タル資本主義ヲ窮地ニ陥ラシムモノナルヲ以テ之ヲ支持スヘク從テ支那革命ハ仮令「ブルヂョア」階級ノ運動ニモセヨ英國其他ノ帝国主義者ト戰フモノナルヲ以テ右「ブルヂョア」カ(=)真ニ他国ノ帝国主義ト戰フ事(=)労働者及農民ノ團結ヲ自由ニ認ムル事ヲ条件トシテ之ヲ援助スルハ當ニ其ノ所ニシテ何等差支ヘ無カリシナリ然ルニ支那「ブルヂョア」ハ今ヤ労働者及農民ヲ壳リ反革命ニ加リタリト雖支那革命ハ顛覆セラレタルニ非ス支那問題ハ依

尚「ブハーリン」ハ右報告演説中日本共産党ノ現状ニ付大要左ノ如ク言及セリ

日本ニ於ケル共産党ハ極メテ少人数ナリ尤モ日本ニハ民衆的共産党ヲ組織スル素地アリ唯日本ハ思想的ニ混亂時代ニ

シテ日本共産党ノ統領タリシKノ如キハ「ヘーゲル」及ヒ「レニン」ノ説ヲコタ混セニシテ日本ニハ既ニ民衆運動ノ

時代ニ入りタルニ拘ラス先ツ知識階級間ニ「マルクス」主義ノ團体ヲ作り無暗ニ民衆ニ割込ムヘカラスト説キ共産運動ノ発達ヲ妨害セリ共産「インターナショナル」ハ日本ノ党員ニ対シ思想上及ヒ政治上ノ脱線行為ヲ矯正シ其ノ採ルヘキ方針ヲ決定スル事ヲ援ケタリ此ノ方針ニシテ実現セラレムカ日本ノ共産運動ハ著シキ成功ヲ収ムヘシ日本ニハ農民革命ヲ起シ「プロレタリア」革命ヲ起シ得ヘキ前提条件具備シ居レリ民衆ハ動員結束セラレツツアリ日本共産党ハ之ヲ変シテ「プロレタリア」ノ民衆的革命党トナス素地充分ナリ

293 昭和2年12月16日 在ソ連邦田中大使より
田中外務大臣宛(電報)

日本の对中国政策に関するブハーリン演説の
事実誤認につきカラハンへの抗議

モスクワ 発

ル」ニ派遣スル代表者ニシテ同人ノ意見ハ「ソビエット」政府ノ意見ニアラス「ソ」政府ノ対日態度ハ「スターリン」演説(往電第五五〇号参照アリタシ)ノ通ニテ他意ナキニ付「ブ」ノ演説ハ之ヲ黙過セラレン事ヲ請フ尚同人ヲシテ打消ヲナサシムル事ハ却テ面白カラサルモ充分注意ヲ喚起シ置クヘク何レニシテモ本件ヲ重要視セサル事ヲ望ムト述ヘタリ

294 昭和3年8月18日 田中外務大臣
在本邦伊国大使 会談

* 対ソ日伊提携についての意見交換

大臣会見録(七十二)

八月十八日午前十一時田中大臣ハ伊太利大使ノ来省ヲ求メラレ

先日御話ノ日伊協定ノ御発案ニ付テハ多大ノ興味ヲ以テ充

分考究ヲ加ヘタリトテ

(一)日伊両国ノ国情カ国民ノ性格ヨリ見ルモ又タ政治上経済上ヨリ見ルモ頗ル相似タル所アルハ誠ニ同感ニシテ此点

ニ立脚シテ両国ノ提携ヲ企図スル貴大使ノ御発案ハ畢竟

スルニ伊太利国民ノ我国ニ対スル友誼ノ感情ヲ反映スル

第五五六号 関シ

本省 12月16日前着

往電第五五五号ニ関シ

「ブハーリン」演説中日本カ現ニ支那ニ対シ乱暴極マル要求ヲ為シタリテ其要求ナルモノヲ箇条的ニ並ヘ立テタル点ハ事実ヲ誣ユルモノニシテ甚タ不穏當ト認メタルニ依リ十五日「カラハン」ニ会見シ日本ノ対支政策ニ付テノ批評ハ暫ク措キ「ブハーリン」ノ如キ党ノ重鎮ト認メラル人物カスル報道ヲナス事ハ日本一般ニ極メテ好マシカラサル印象ヲ与フルノミナラス支那ニ於ケル排日熱ラ煽ル種トナリ日露国交上極メテ有害不愉快ノ事ナリ徹頭徹尾事実無根ノ斯ル報道ハ之ヲ打消スカ至当ナラスヤト詰リタルニ「カ」ハ最初右演説ハ未タ読マサリントテ白ハクレ居タルモ本使ノ詰問急ナルニ驚キ当惑ノ体ニテ日本カ「ブハーリン」ノ演説ノ如キ要求ヲナシタリトノ報道ハ自分ノ承知セサル處ニシテ其事実ニ相異シ居ル事ハ明カニシテ右ノ如キ演説カ国交上有害不愉快ナル事ハ自分モ充分之ヲ認ム「ブ」カ何レヨリ斯ル材料ヲ得タルカハ不思議ナリ併シ「ブ」ハ「ソ」連邦共産党ヨリ第三「インターナショナル」ノ演説ノ如キ要求ヲナシタリトノ報道ハ自分ノ承知セサル處ニシテ其事実ニ相異シ居ル事ハ明カニシテ右ノ如キ演説カ国交上有害不愉快ナル事ハ自分モ充分之ヲ認ム「ブ」カ何レヨリ斯ル材料ヲ得タルカハ不思議ナリ併シ「ブ」ハ「ソ」連邦共産党ヨリ第三「インターナショナル」

モノニ外ナラス本臣ノ深ク感謝スル所ナリ
(二)共産主義露國力各般ノ方面ニ於テ行詰リ居ル情況ニ在リテ殊ニ最近財政上非常ナル苦難ニ陥リ居ルハ顯著ナル事実ナルカ故ニ御説ノ如ク何時政變勃發シ現政權ノ没落ヲ見ルヤ計カリ難キモ他面「ソヴィエト」政權ノ現状ヲ見ルニ其ノ組織ト云ヒ活動ト云ヒ相当堅固ナルモノアリ固ヨリ共産主義ノ現政權力到底永久ニ存続スルコト能ハサルヘキハ疑問ノ余地ナキモ果シテ何日政變ヲ見ルヘキヤ予知シ難ク或ハ徐々ニ穩和ナル政策ニ転化シ行クコトモアルヘシ又近カク政變起ルト仮定スルモ如何ナル性質ノモノナリヤ政變ニ依リ現政權ニ代ル新政府ハ恐ラク反動的色彩ノモノナルヘシト雖必シモ外国ニ対シ侵略的政策ヲ執ルモノトモ限ラススケノ如ク何日起ルヤ予知シ難ク如何ナル性質ノモノナリヤ予想シ難キ将来ノ事變ヲ対象トシテ協定ヲ遂ケンコトハ其ノ内容余リニ漠然トシテ之レニ依リ日伊両国ハ果シテ如何ナル義務ヲ負ヒ如何ナル利益ヲ收ムルモノナリヤヲ具体的ニ考察スルコトヲ得ス日伊両国ニ対露關係ニ於テ緊切ナル利害ヲ有スルコトハ御話ノ通リナルヲ以テ具体的ノ対露問題ニ付我方ヨ

リ御協議致スコトモアルヘク又伊国側ヨリ御協議アル場

合ニハ悦ムテ之ニ応スヘキコト勿論ナルモ今日之レカ為

メニ将来ヲ拘束スル一般的ノ協定ヲ結ハムコトハ其ノ時

期ニアラサルヘシ

(三)露國カ帝政時代ノ如ク侵略的政策ヲ執ル場合ニ日伊両國

カ其脅威ヲ感スヘキハ御話ノ通リナリ然カレトモ露國現

政權モ亦別ノ意味ニ於テ世界ノ脅威タルヲ忘ルヘカラス

現露國ノ世界革命ニ對スル宣傳活動ハ帝政露國ノ侵略政

策ニ比シ害毒ノ及フ所深甚ニシテ一層戰慄スヘキモノア

リ固ヨリ我国トシテモ此種危險思想ニ對シテハ自ラ護ル

充分ナル覺悟ヲ有スル次第ナルカ第三「インターナショ

ナル」ノ赤化運動カ國際的組織ヲ有スルニ顧ミ之ニ対抗

スルカ為メニモ亦國際的ノ協力ヲ必要トスヘシト考ヘ居

ルモ之レヲ政治的ニ取扱ヘハ貴大使ノ説カレタル如ク露

國側ノ逆宣伝ニ利用セラレ却ツテ反対ノ効果ヲ見ル虞レ

アルノミナラス各國ノ利害相異ナリ結合ヲ固クスルコト

困難ナルヲ以テ之レヲ思想的ニ取扱ヒ國際間ニ反赤化運

動ノ有効ナル協力ヲ實現セシムル何等妙策ナキモノカト

私カニ苦慮シ居ル次第ニテ貴大使ニ於テ何等力適切ナル

妙案ヲ有セラルルニ於テハ御示教ヲ得タシト考フ

(四)貴大使ノ御考ハ對露問題ニ限ラス広ク各般ノ國際問題ニ

付日伊提携ヲ協定セントスルモノナリシト了解ス御趣旨

ハ誠ニ結構ナル事ト考フルモ對露關係ニ付申述ヘタル通

リ各般ノ性質内容ヲ吟味スルコトナク漠然ト提携ヲ約ス

ルコトハ實行上困難多カルヘシ例へハ旧領植民地ノ分

配替ニ付御話アリタルカ日本トシテハ同問題ノ提起ニ對

シ直チニ替否ヲ決シ兼ヌル次第ニテ未タ深ク研究セサル

モ或ハ現状維持ヲ利益トスヘキカ如シ然レトモ本問題ニ

付テモ伊国政府ニ於テ其ノ主張ニ對シ我方ニ對支問題等

ル場合ニハ我利益ヲ害セサル限り好意的考慮ヲ加フルコ

トヲ辞セサルヘシ其ノ他國際聯盟等ニ於ケル諸種ノ問題

ノ討議ニ於テ伊国側ヨリ相談アレハ悦シテ之ニ応シ我方

ノ意見ヲ開陳シ支援シ得ヘキモノニ付テハ固ヨリ伊国ノ

主張ニ支援ヲ吝マサルヘク又我方ヨリモ例エ対支問題等

ニ付伊国ノ了解支持ヲ求ムル場合アルヘク其際ニハ好意

ヲ以テ之ヲ考慮セラレムコトヲ希望ス斯クノ如ク個々ノ

具体的問題ニ付互ニ協議ニ応スルコトトセハ貴大使ノ言

ノ通り利害背馳スルコト殆ト絶無ナル兩國間ニ協調ヲ保

チ得ル場合多カルヘク漠然タル一般的協定ニ比シ却ツテ

効果ヲ収ムルコトヲ得ヘシト思考ス

(五)惟フニ國際間ノ政治的結合ハ其ノ背後ニ國民ノ充分ナル

了解支援アルニアラサレハ強固ナルコト能ハス之カ為ニ

ハ相當ノ準備期間ヲ必要トス近年日伊両國ノ關係ハ漸ク

親善ヲ加ヘタルハ私カニ慶賀ニ堪ヘサル次第ナリ今後各

種ノ問題ニ付両國政府間ニ意志ノ疎通ヲ図リ協調ノ機會

ヲ重ヌルニ於テハ自然両国民間ノ相互ノ了解ヲ増進シ以

テ他日強固ナル政治協定ニ達スルノ基礎ヲ築クコトヲモ

得ヘク本大臣ハ此ノ意味ニ於テ日伊親善ノ為貴大使ト協

力尽瘁セシコトヲ望ム

ト述ヘラレタル上本件御話ノ次第ハ自分ヨリ天皇陛下ニ

モ申上ケ置キタルカ貴大使カ着任早々ヨリ日伊ノ国交増

進ニ顧念シテ種々考案ヲ廻ラサルハ自分ノ甚タ欣フ所

ナリ今後トモ御考ヘ付キノ点ハ遠慮ナク話シ吳レラレ度

キ旨附言セラレタルニ

伊国大使ハ先日自分ノ御話致シタル所ヲ十分御了解下サ

レタルモノノ如ク之ニ対シ本日ノ御話ニ付テハ自分ニ於

テモ更ニ考量ヲ加ヘ度ク存スルニ付何等閣下ノ立場ヲ

「コンプロメットル」セサル了解ノ下ニ右御意見ノ翻訳ヲ頂ク訳ニハ参ラスヤト尋ネ

大臣ヨリ要点ヲ一ツ書キニシテ差上クルコトハ差支ナシ

ト答ヘラレタリ

次テ大臣ヨリ支那問題ニ付過日英仏米ノ各代表者ニ説明

セラレタル（大臣会見録七十参照）ト同様我方立場ヲ話

サレタルニ

伊国大使ヨリ之ヲ了解シタル旨ヲ述ヘルト共ニ米国ニ於

テハ右日本ノ立場ニ付如何申シ居ルヤヲ尋ネ

大臣ヨリ米国ニ対シテモ常ニ我方立場ヲ説明シ來リ居ル

処今日マテ之ニ付米国ヨリ何等批評カマシキ事ヲ聞キタルコトナシト答ヘラレ

伊国大使ヨリ尚日本政府ハ其立場ヲ説明スル為米国ニ

精通シ居ル人カ米国辺ニ行キテ事情ヲ語ルコトハ無益ニ

アラサルヘシ但シ斯カル人カ行ケハトテ何等政府ノ命ヲ

奉セシムルモノニアラスト答ヘラレタリ

尚伊国大使ヨリ自分ノ着任挨拶ノ為メ汪公使ヲ訪問シタル際同公使ハ日支条約問題ニ付テハ支那側ニ於テ臨時辨法適用ヲ差控ヘテ態度ヲ緩和シ居レルカ故ニ日本トノ間ニ折合ヒ付クヘキヲ樂觀シ居ル旨ヲ語リタルカ同時ニ満州問題ニ付テハ同公使ハ頗ル悲觀シ居リ日本ハ全満州支那人ノ意思ヲ蹂躪シテ事態ニヨリテハ流血ノ犠牲ヲ払ヒテモ満州ヲ自由ニゼンコトヲ欲シ居ルモノナリトテ頗ル激越ナル言葉ヲ用ヒ居リ其態度如何ニモ南方政府ノ訓令ヲ奉シテ日本ノ惡口ヲ言ヒ居ルカ如クニモ見エ恐ラク外交団ノ他国代表者ニモ同様ノ事ヲ伝ヘ居ルニアラスヤトモ疑ハルルヲ以テ一寸閣下ニ御知ラセ置キタシト存シタル次第ナリト述ヘ

大臣ハ右ハ支那人一流ノ宣伝ニテ當方ニテハ別ニ氣ニ掛クル程ノ事ニモアラスト応酬セラレタリ

附記 本会見後大臣ハ有田亜細亜局長ヲ呼ヒ右伊国大使談話ノ支那公使ノ外交團方面ニ於ケル宣伝ニ鑑ミ大國ノ代表者ニ対シテナシタルト均シク小國ノ公使等ニモ支那問題ニ対スル我態度ヲ説明シ置クコト得策ニアラスヤ此点同局長ニ於テ研究シ置カソコトヲ命セラレタ

「ソ」側ヲ刺激シタルモノノ如ク「ソ」紙ハ仏国ヲ以テ反「ソ」運動ノ主動者ト見做シ有ユル機会ニ於テ之ヲ攻撃シツツアリ即本年五月「ブリアン」カ歐州連合案ヲ提示スルヤ「ソ」紙ハ之ヲ以テ仏国カ歐州ヲ其ノ霸權下ニ置キ同時ニ反「ソ」「ブロック」ヲ形成セントスル陰謀ニ外ナラスト論シ又七月「セーヌ」県商事裁判所ニ於テ「ドブロフロー」（義勇商船隊）ノ同負債ニ対シテ在巴里「ソ」連通商代表部カ責任アリトノ判決ヲ受ケ其ノ家屋カ競買ニ付セラレタル事件ヲ報道シテ右ハ仏国カ「ソ」連ト資本主義国トノ外交關係断絶ヲ目的トル国際的冒險家一団ノ企テノ第一歩トシテ「ソ」仏ノ通商關係ヲ断絶セシメムト欲スルモノナリト云ヒ（七月三十一日「イズヴェスチャ」次テ「ソ」紙ハ東欧諸国ノ農業會議ノ背後ニハ仏国アリトシ其ノ反「ソ」的陰謀ヲ指摘シ更ニ九月連盟総会ニ於テ東欧諸国代表カ「ソ」連「ダンピング」問題ノ危険ニ対シテ共同的措置ヲ執ルノ必要アリト説クヤ仏国代表ハ之ヲ支持シタル上十月三日大統領令ヲ以テ諸国ニ率先シテ「ソ」連輸入品ニ対スル特許制度ヲ布クノ命令ヲ出シタルヲ以テ「ソ」連側ハ拳ツテ「ソ」連「ダンピング」ノ事實存在セサルニ

「ソ」連邦ノ対仏關係ハ仏国大使「エルベット」ノ当地離任後（五月十九日付機密公第二一九号往信参照）モ依然トシテ円滑ヲ欠キ居タルカ最近益々悪化ノ氣味アリ想フニ仏国カ「ボーランド」及小協商國ノ背後ニ在リテ之ヲ支持操縦シツツアルハ「ソ」側ノ最モ不快トスル處ニシテ且仏国カ白党露人活動ノ策源地トナリ居ルコトハ「ソ」側ニ於テ常ニ神經ヲ惱マシ居ル処ナルカ近來諸種ノ事件ノ為ニル件

（昭和三年八月二十日 澤田電信課長口述）
295 昭和5年12月28日 在ソ連邦広田大使より
機公第五五九号 （昭和6年1月17日接受）
昭和五年十二月二十八日
在「ソヴィエト」連邦
特命全権大使 広田 弘毅（印）
外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿
「ソ」仏關係ニ於ケル「ソ」側ノ態度ニ閲ス

ニ報ヒ本月十六日「イズヴェスチヤ」ノ如キハ「事実ハ狂クヘカラス」ノ題下ニ仏「ソ」関係ノ将来ト題スル仏国上院議員「フランソワ・マルセル」ノ意見ヲ批評シ同氏ノ論説ノ如キハ仏国政治家中ニモ仏「ソ」関係ノ平常ナラサルコトニ氣付キタル者アル事ヲ証明スルモノニシテ氏ハ「ソ」連邦ト資本主義諸国トノ間ニ平常関係カ存在シ得ル事ヲ認メタルカ「ソ」連シテハ其ノ平和政策上仏國ヲ除外スル何等ノ理由ナキナリ仏「ソ」関係ノ七年間ヲ顧ルニ「ソ」連政府ハ両国間ノ政治上経済上ノ関係ヲ鞏固ニスル為常ニ「イニシユーチブ」ヲ執レルモノニシテ「ソ」仏不侵略条約ヲ締結セラレサリシハ「ソ」連政府ノ罪ニ非ス両國間ニ通商条約ヲ締結セムトスル「ソ」連政府ノ発意モ同様不成功ニ終レリ債務問題ニ関スル両国間ノ交渉カ停頓セルハ仏国側ノ責任ナリ両国関係カ平常ヲ欠ク所以ノモノハ仏国新聞界及政界ニ漂フ反「ソ」氣分ノ結果ニシテ政治上ヨリ見ルモ將又通商上ヨリ見ルモ仏國ニハ「ソ」連トノ間ニ真ニ平常関係ヲ維持セントスルノ考無キモノノ如シ「マルサス」氏カ逼迫セラレタルノ發生セル罪ヲ「ソ」連ニ帰スルハ当ラサルナリ云々ト論シタリ

モノニ非ス「ソ」連ハ平和主義ヲ根本方針トシ相互ノ利益ヲ尊重シテ経済的協調ヲ為ス国トハ提携スヘキモ干渉ノ野心アル国ハ労働民衆ノ力ニ依リテ之ヲ擊退セント云々ト激語セリ最近「ソ」連ノ対独接近ハ対伊親善ト共ニ反仏氣分ヲ反映スルモノナルカ他方「ソ」紙カ殊更ラ外国資本主義國就中仏國ノ対「ソ」干涉ヲ呼号スルハ之ニ依リテ国内ノ注意ヲ外ニ向ケントスル同時ニ党内ノ結束ヲ計ラントスル慣用手段ニ出テタルモノナルヤニ観測セラル
右報告ス

本信写送付先 在仏、獨、伊各大使

296 昭和6年3月10日

在ソ連邦広田大使より
幣原外務大臣宛
(電報)

モロトフのブリアン仏国外相批判と駐ソ仏国大使の帰国について

本 省 3月11日後着

第八四号

本官発仏宛電報

第四号

「ソ」連カ臆面モ無ク仏國ニ対シテ右ノ如キ強硬態度ヲ執レル反面ニ於テハ伊太利及独逸ニ接近スルノ態度ヲ表示シ殊ニ伊太利ニ対シテハ本年七月「ソ」伊間ニ財産差押承認ニ関スル協定ノ成立ヲ報道シ又十二月軍縮準備委員会ニ出席シタル「リトヴィノフ」カ「ミラン」ニ於テ「グランヂイ」ト會見シ又両国間ニ通商上ノ協定成立シ經濟的関係益良好トナレリト報道シ之ニ対シテ仏紙カ「ソ」独伊ノ対仏「ブロック」ヲ形成スルノ一步ナリト評スルヤ「ソ」紙ハ「ミラン」會見ハ「ソ」伊両国間ノ經濟的正常外交關係ノ一表示ニ過キスト応シ何氣無キ態度ヲ裝ヒ(十二月六日「イズヴェスチヤ」)タルモ実ハ「ソ」伊間ノ親善ヲ高唱シテ仏國ヲ刺激セント努ムルモノノ如ク又近時独逸ニ対スル關係ノ改善セラレタルハ既報ノ通り(九月十二日付機密公第四〇二号拙信)ナルカ十二月「リトヴィノフ」ハ軍縮準備委員会ニ於テ独逸ト協調ノ態度ヲ取り其歸路伯林ニ於テ新聞記者ニ同趣旨ノ會見談ヲ与ヘ十二月六日「イズヴェスチヤ」ハ軍縮準備委員會議ノ成果ニ付帝国主義仏國ハ其ノ希望ヲ最モ多ク條約案中ニ容レシメタルカ條約案ハ何等軍縮ヲ齎ササル胡魔化シモノニシテ戰争ノ來ルヲ防止スル

297 昭和6年5月11日

在仏國芳沢大使より
幣原外務大臣宛

仏ソ通商関係再開に向けての仏國の対ソ政策

(6月2日接受)

昭和六年五月十一日

在 仏

特命全權大使 芳沢 謙吉(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

仏國トソヴィエート連邦トノ関係ニ関スル情

報送付ノ件

外務大臣男爵 常原 喜重郎殿

「ソ」連邦ト波蘭及仏國トノ関係ニ付報告ノ件

特命全權大使 広田 弘毅

情報ニ依レハ目下帰朝中ノ駐露大使エルベットハ結局帰任セサルヘク又仏國政府ニ於テハ其中在ダブリン「アルフアソ」公使（一九二六年仏ソヴィエート會議財政部仏國代表）ヲ派シ非公式ニソヴィエートノ国情ヲ調査セシメ其ノ帰來ヲ俟テ更ニ調査委員（下院議員ド・モンツイーラ主班トルスル筈）ヲ送ル計画ナリト云フ右ノ真偽ハ議会ニ於ケル今後ノ發展等ニ俟ツ外ナカルヘキモ右聞込ノ儘御参考迄ニ報告ス他方対ソヴィエート通商關係再開問題ニ關シテハ目下巴里ニ於テ交渉行ハレ居ル趣ナリ

本信写送付先 在露大使

298 昭和6年6月11日 在ソ連邦広田大使より
幣原外務大臣宛

ソ連の對歐洲政策並びに仏ソ通商關係の改善

について

機密公第二六二号

昭和六年六月十一日

在「ソヴィエト」連邦

「ソ」連邦ト波蘭トノ関係ハ本年一月四日第五期連邦中執委員会ノ第三回会議ニ於テ總理「モーロトフ」カ波蘭ノ軍事工業カ絶エス拡張セラレツツアルコトヲ指摘シ平和ニ対スル危険ノ潜在トナシ平常關係ニアル外國ヲ列挙セル内ニ波蘭ヲ除外シタルニ見テモ明ナル如ク（本年一月十九日付機密公第二四号参照）從来「ソ」連邦ト諸外國トノ關係中最惡ノ部類ニ属スルモノト認メラレ居リタル處本年四月波蘭実業家ノ一行当地ニ来リ更ニ内地ヲ旅行シ當國經濟方面ノ当路ト接触ヲ計ルアリ又波蘭外相「ザレスキー」ハ寿府欧羅巴委員会ニ於テ五月十九日「リトヴィーノフ」ノ提議セル經濟不侵略條約案ヲ以テ妥協的ナリト演説セル等最近ニ至リ両者ノ關係幾分緩和ノ模様ニ見受ケラルカ四月下旬在当地波蘭公使「ペーテク」氏本使ヲ來訪シ「モーロトフ」カ其ノ後三月八日第六期連邦「ソヴィエト」大会ニ於テ「ソ」波両國ノ關係ハ改善ヲ望ム余地多シ波蘭ハ「モス

コー」議定書ノ調印ニ関スル「ソ」側提議ヲ容レタルニ不拘「ソ」波關係ノ發達ニ関スル「ソ」政府屢次ノ企図ニ付必要ナル協調的反響ヲ与ヘス又軍縮準備委員会ノ最近三回ノ會議ニ於テ軍備ノ實際的縮少ニ関スル「ソ」側並其ノ他ノ提議ニ常ニ反対セルコトニ付注意ヲ喚起セサルヲ得ス（本年四月十七日付公第一八四号^(省略)参照）

ト述ベタルコトニ言及シ右演説カ「ソ」連邦從來ノ態度ニ比シ緩和シタルモノト思考スル旨ヲ述ヘ波蘭トシテハ独逸トノ間ニコソ種々難問題アレ「ソ」連邦トノ間ニハサシタル現実ノ問題ナク經濟上ヨリ云ヘハ「ソ」連邦ハ戰前波蘭工業地方ノ販路ニシテ經濟危機財政難ノ深刻ナル今日關係ヲ荒立ツルヨリモ通商關係ヲ改善シ対「ソ」輸出ヲ増加スルコト好策ナリト思考スル旨内話シ當時仏國資本家カ上部「シレジヤ」及「グディニヤ」間鐵道借款交渉ニ当リ波蘭ニ対シ過大ノ要求ヲ為セルコトニ付稍々不満ノ意ヲ洩シタルコトアリ抑々波蘭カ「ソ」連邦ニ対シ最近斯ル方針ヲトルニ至リタル所以ノモノハ前記「パーク」公使ノ内話ニ依リテモ推知シ得ラルカ如ク同國カ現在ノ財政難ヲ控ヘ之レ以上軍備ヲ擴張セントセハ外國資本家ノ過大ナル要求

ヲ満足セシメサルヘカラススクリテハ目下非常ノ難境ニ在ル國民ノ經濟的生活ヲ救濟スルニ由ナク此際ハ寧ロ隣邦トノ國際關係ヲ緩和シテ全力ヲ經濟活動ニ注クノ必要ヲ認ムルニ至リ他方独逸ニ於テハ上部「シレジヤ」ニ於ケル独逸人少數民族ニ対スル波蘭ノ仕打ニ憤慨スル者多ク独逸自体外交委員会ニ於テハ客年十二月二日國民社會黨ヨリ波蘭方面ニ十萬ノ義勇軍ヲ派シ在「ワルシャワ」公使ヲ引揚ケシムヘシトノ動議提起セラルアリ本年一月四日ニハ波蘭ヲ以テ平常關係外ノ國トナセル前記「モーロトフ」ノ演説アリ波蘭トシテ腹背兩面ニ敵ヲ受クル形トナリ茲ニ一層國際的不利ナル形勢ヲ打開スル必要ヲ感シ先ツ三月十二日對獨通商條約ノ批准ヲ行ヒ對獨關係ヲ緩和セントシタルモ独逸ハ却テ内政上ノ考慮ニヨルトテ其ノ批准ヲ見合ハスニ至リタレハ波蘭ハ寧ロ西方ノ危險大ナルヲ知リ其ノ東方ニ於ケル背後ノ安全ヲ保障スル意味ニテ「ソ」連邦トノ關係ヲ改善セントスル方針ニ出テタルモノナルヘシト思考セラル之ニ對スル「ソ」連邦側ノ態度ヲ見ルニ同國ハ世界大戰次テ内亂ニヨリ破壊セラレタル經濟ヲ社會主義的基礎ノ上ニ立テ直シ列國ニ追ヒ付ク為目下頻リニ五年計画等ノ実施ニ専念

シ居リ之カ完成迄ハ何レノ国トモ事ヲ構フルコトハ如何ニシテモ回避スル必要アリ從テ前記波蘭ノ態度ニ対シテモ程ヨク応酬シ居ルモ波蘭トノ間ニ真ニ恒久ノ平和ヲ保チ得ルヤニ付テハ大ナル疑問ヲ有スルモノノ如ク波蘭カ現在ノ如キ深刻ナル財政難経済危機ヲ脱スル為結局「ソ」連邦ニ向ツテ挑戦シ来ルモノト認メ居レリ最近波蘭新内閣ノ成立ニ当リ「ピ尔斯ドスキイ」ノ実弟カ蔵相ノ椅子ニ付キタルヲ見テ之レ軍事費ノ支出関係ヲ容易ニスル為ナルヘシト^(付)度スル等又過般寿府ニ於ケル「リトヴィーノフ」ノ提議ニ対スル「ザレスキー」ノ演説カ成程妥協的ナルモ波蘭ノ新聞中之ニ共鳴セルモノナキヲ訝ル等依然波蘭ヲ最モ警戒スヘキ方面トナスモノノ如シ

次ニ右ニ閲スル当地外交團方面ノ取沙汰ヲ聞クニ波蘭カ独逸ニ対スル關係上其ノ背後ヲ保障スル意味ニテ「ソ」連邦ト親シムモノトセハ同國ハ将来大ナル失望ヲ感スルニ至ルヘシ「ソ」連邦ト独逸ノ關係ハ非常ニ密接ナルモノアリ今後独逸カ「ヒトラー」ノ天下ニ帰スルト共産党ノ天下ニ帰スルトノ如何ヲ問ハス波蘭獨間ニ事アル時ハ「ソ」連邦ハ必ス独逸ヲ支持スヘク從テ波蘭ニトリ「ソ」連邦ト親シムコ

トハ何等ノ保障トナラサルノミナラス對内的ニ云フ時ハ波蘭カ戰乱ノ巷ヨリ国ヲ興シ經濟財政上ノ困難アルニ不拘克ク共産主義ノ運動ニ感染セサリン所以ノモノハ右運動カ波蘭國民カ歴史的ニ宗教的ニ最モ憎惡セル東方露國ヨリ侵入シ來リタルカ為ナリ即露國ニ對スル敵愾心之レ共産主義ノ侵入ニ對スル安全弁トモ云ヒ得ヘシ然ルニ今「ソ」連邦ニ對シ親善政策ヲトランカ此ノ敵愾心ハ其ノ動力ヲ失フコトトナリ共産主義ノ宣伝ニ對スル精神上ノ抵抗力消滅スルコトトナルヘシ更ニ波蘭ノ對外關係上ヨリ云ヘハ波蘭ハ旧露帝國ヨリ分離セル邊境諸國中ノ最大強國トシテ此等諸國（但「リスアニヤ」ヲ除ク）ノ對「ソ」連合（此等諸國ハ具体的ニ條約ヲ締結シ居ル次第ニアラサルモ對「ソ」政策ニ付歩調ヲニスルコトニ努メ居レリ）ノ盟主ト仰カレ來リタルモノナルニ今同國ニシテ「ソ」連邦ト接近センカ此等ノ諸國（波羅的諸國及羅馬尼）ハ何レモ頼ル所ヲ失ヒ「ソ」連邦外交ノ活動ト相俟ツテ右対「ソ」連合ハ崩壊スルニ至ルヘク波蘭ハ一時ノ小康ノ為有力ナル外交上ノ切札ヲ失フコトトナリ将来ノ為却テ不利ナル結果ヲ齎スモノト観察スルモノアリ

299 昭和6年7月24日 在ボーランド國河合公使より
幣原外務大臣宛
仏ソ通商關係の改善とボーランドの対応

機密公第一二〇号
昭和六年七月二十四日

在波蘭

特命全權公使 河合 博之（印）

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

仏蘇接近ト波蘭ノ對蘇關係ニ閲スル件

最近仏蘇間相互物資輸入解禁ハ現下ノ事態ニ恰好ナラサル両國通商ノ不便ナル支障ヲ除去シタルモノト思料サレ直接當國ニ大ナル影響ヲ与フルコトナキハ固ヨリ之ニ関シ政府黨機關紙ニ未タ論評ヲ見サルモ右ハ仏國ト機微ノ關係ニ立ツ当國トシテ露國ニ對シ暫ク靜觀ノ態度ヲ維持セシムルニニヨリ影響ヲ受クルコト多ク今後果シテ如何ニ発展スヘキヤ遼ニ予断ヲ許ササルモ以上目下ノ状態何等御参考迄報告ス

本信写送付先 在仏、独、波蘭公使

トハ何等ノ保障トナラサルノミナラス對内的ニ云フ時ハ波蘭カ戰乱ノ巷ヨリ国ヲ興シ經濟財政上ノ困難アルニ不拘克ク共産主義ノ運動ニ感染セサリン所以ノモノハ右運動カ波蘭國民カ歴史的ニ宗教的ニ最モ憎惡セル東方露國ヨリ侵入シ來リタルカ為ナリ即露國ニ對スル敵愾心之レ共産主義ノ侵入ニ對スル安全弁トモ云ヒ得ヘシ然ルニ今「ソ」連邦ニ對シ親善政策ヲトランカ此ノ敵愾心ハ其ノ動力ヲ失フコトトナリ共産主義ノ宣伝ニ對スル精神上ノ抵抗力消滅スルコトトナルヘシ更ニ波蘭ノ對外關係上ヨリ云ヘハ波蘭ハ旧露帝國ヨリ分離セル邊境諸國中ノ最大強國トシテ此等諸國（但「リスアニヤ」ヲ除ク）ノ對「ソ」連合（此等諸國ハ具体的ニ條約ヲ締結シ居ル次第ニアラサルモ對「ソ」政策ニ付歩調ヲニスルコトニ努メ居レリ）ノ盟主ト仰カレ來リタルモノナルニ今同國ニシテ「ソ」連邦ト接近センカ此等ノ諸國（波羅的諸國及羅馬尼）ハ何レモ頼ル所ヲ失ヒ「ソ」連邦外交ノ活動ト相俟ツテ右対「ソ」連合ハ崩壊スルニ至ルヘク波蘭ハ一時ノ小康ノ為有力ナル外交上ノ切札ヲ失フコトトナリ将来ノ為却テ不利ナル結果ヲ齎スモノト観察スルモノアリ

ノ言論ヲ為ササルカ如キハ其ノ顯著ナル一例ニ非ルカト認メラル

政府党反対ニシテ親蘇派ノ首領「ロマン・ドウモフスキ」ト関係アル「ガゼタ・ワルシャフスカ」紙ノ如キハ七月十六日「波蘭ト蘇連邦」ナル社説ヲ掲ケ波蘭ノ對外關係ニ於テ最モ脅威ヲ感スルハ独逸ナリ蘇連邦ハ現今主力ヲ亞細亜諸国ニ集中シ西部國境ニ於テハ平和政策ヲ執リ居レル

ヲ以テ波蘭トシテモ東方諸国ニ對シ平和親善ノ態度ニ出スヘキナリ云々ノ主張ヲ言唱セリ

抑モ對蘇問題ハ波蘭ニ執リ死活問題トモ云フヘキ重大性ヲ有スルハ勿論ニシテ今後ノ推移ハ逆睹シ難キモ當面ノ形勢トシテ右不取敢何等御参考迄報告ス

付録　日ソ漁業条約および付属文書